

作庭記と邦訳旧約聖書における石たてに関する禁忌の表現方法

The expression of prohibited ways of setting stones in Sakuteiki and the Old Testament

岡島 直方*

Naokata OKAJIMA

Abstract: *Sakuteiki* is Japan's oldest treatise on creating a garden. The Old Testament is an important scripture for followers of Judaism, Christianity, and Islam. Both books deal with the concept that stones have a significant influence on people. This is why these books contain "prohibitions." This study examines how prohibited stone settings are described in these books. The concept of "basic pattern," which is the key idea of this study, is introduced. The basic pattern is rhetorical: the censorious words "do not do this" appear first, followed by a description of the negative consequences if the prohibition is not heeded. The sentences that display this pattern and their related expressions are all extracted and listed in a table. In this experiment, the Japanese Old Testament was used, and the following results were revealed. *Sakuteiki* used a caption meaning "prohibition," which indicated that the following sentences depicted the prohibited ways of setting stones. Under this caption, the basic pattern was developed through several variations, but they did not describe actual misfortunes that had happened. On the other hand, The Old Testament displays the following rhetorical pattern: the prohibited ways of setting stones are depicted in several ways, using the basic pattern, before the old Israelites see the actual stones. This is described as a prophecy. Then, historical writings are presented, attesting to the authenticity of the prophecy, and the basic pattern is precisely executed, showing the benefits of strictly observing the prohibition.

Keywords: *Sakuteiki*, *The Old Testament*, stone, prohibition

キーワード：作庭記，旧約聖書，石，禁忌

1. はじめに

『作庭記』は、平安時代の貴族邸宅や寺院の庭園の作り方を説明した日本最古の作庭書であり¹⁾、日本庭園を理解する上では不可欠の書物であり²⁾、中国や西洋においても比類のないものである³⁾とされている。その原本の成立は12世紀初頭頃と推定されている⁴⁾。

同書は上巻と下巻の二巻からなり、上巻の最初の言葉にあるように「石をたてん事、まづ大旨をこころうべき也」として、作庭行為に臨む場合の指針を記すことから起筆される。しかし全体としては、実際の石の取り扱いの記述に多くの行が費やされているため、石をたてることについての専門書⁵⁾といえる。下巻では、「立石口伝」の表題が書かれ、しばらく記述がなされたのちに「其の禁忌といふハ」という文字が現れ、そこから石をたてることに関する禁忌がまとめて述べられる箇所がつづく。それまでの箇所は主として「すべし」「すべき」のように、推奨される石のたて方について書かれていく記述であったのに、ここからは一転して「<してはならない石たて>」について連続的に語り始める⁶⁾。この記述方法は目を引くものである。『作庭記』における石たての禁忌については、全文口語訳や解題を示した複数の書の中でも説明がされている。それらは、本文全ての内容を網羅して伝えることを使命としたものである。『作庭記』を取り扱った研究は多くなされてきたが、その中の禁忌については積極的に取り上げられてはこなかったのではないかと、例外的な試みとしては以下のものがある。石を神格化する思想の流れと禁忌、石立と僧侶の関係性と禁忌、などを部分的に示唆した木村の論考⁷⁾、水に関する『作庭記』中の禁忌記述の合理性について指摘した多々良の論考⁸⁾、平安時代の貴族の生活全般に禁忌の考え方が普及しており、仏教・土占い・神道・地方信仰などが多様な形で『作庭記』中の禁忌として示されている事を指摘した武居とKeaneの著書⁹⁾、方位と陰陽五行の考え方が、『作庭記』の禁忌事項の数カ所において具体的にどのように対応されているかを示した水野¹⁰⁾による論考などである。

村山¹¹⁾によれば造庭における陰陽五行説の淵源は上古の都城建設をめぐる政治思想に端を発し、その禁忌は室町期になってもよく守られていたという。『作庭記』には、「むかしの上手のたてをきたるありさまをあととして…我風情をめぐらして志て（石を）たつへき也」と記されている。ここから『作庭記』成立以前にすでに模範となる石たてが行われていた可能性もあるという推測を生み、その視点から、より古い庭園遺跡において、いかに石がたてられていたのか関心が持たれるようになることも起こっている。

一方、旧約聖書は日本では敬遠される向きもあるが多様な面をもつ書物であり、エドモン・ジャコブ¹²⁾は、文学、歴史、神の言葉という三つの言葉として読む事ができる書物であると示している。

旧約聖書の中には石たてに関する記述があるということや、同書の中で容認されている石たての意味についてまとめたものに岡島による論考¹³⁾がある。同書は庭づくりにおける最も重要なものとして、石をたてることを中心的課題として記述している『作庭記』の存在への認識からこの件の探求を始めたものであるが、旧約聖書で容認されていない石たてについては、該当箇所を注で表示するに留めている。旧約聖書の舞台となった現在のイスラエルやその周辺の国においては、鋭意、古い時代の遺跡調査が行われ、出現する遺跡から旧約聖書に書かれた内容が事実であったのかを確認できるかどうかに関心が持たれている。U. Avenerによれば、周辺の砂漠地域から、祭祀が行われた古い遺跡が豊富に見つかるが、その中には数センチから数メートルの高さの範囲の「天然のままの不格好な」石が、地面に垂直にたてられているものがあるとしている。これはヘブライ語聖書(旧約聖書)で“*massebah*(単数)”，“*masseboth*(複数)”と呼ばれており、英語聖書では“*pillars*”とか“*stones*”とか“*standing stones*”と訳されているものであるとしている。一つの石の場合や、二つ、三つ、五つ、七つ、九つの組石である場合があるという。三つ組で発見された紀元前4000年頃であるとする石組みは、日本庭園における三尊石を思い

*南九州大学環境園芸学部

起こさせる形を持っていて¹⁴興味深い。ただし E.B-Smith¹⁵は U. Avener の示したこれらの遺跡には疑義があると述べている。砂漠地帯で見つかる遺跡の中でもアラドの神殿遺跡を極めて重大であるとする論者が複数いる。N.Avener, Ze'ev Herzog¹⁶, E.B-Smith などである。アラドの神殿が重要なのは、この神殿は紀元前 10 世紀頃から紀元前 6 世紀前半頃まで実在していたと考えられるが、この時期はユダ王国が存在していた時期と重なるからのものである。後に(表-2 で)確認できるが、ユダ王国ではヒゼキヤ王やヨシヤ王の時代に宗教改革が行われ、古代イスラエルの神が禁止していたたて石を含む異教の祭壇はすべて破壊されたと聖書に記述してあるが、この遺跡は長い間破壊から免れていたとも見られ、聖書の記述と遺跡調査の結果に矛盾点が出ているという。この矛盾点について議論をする上で、聖書で容認されていたり、容認されていなかったりした石たてが何であったのかが問われ、記述内容の再検討が行われている¹⁷。現地で発掘される遺跡数が増えて、それらが次々に公表されるようになることで、それらのうちのどれが古代イスラエルの人々にとって大切なものだったのかを判断する必要が出てくるという流れがある¹⁸らしい。発見された遺跡に触発されて、その機能や意味について聖書の記述も使って明らかにしようとする早い時期の試みは C.Graesser によって示されている¹⁹。これらの試みにおいては、禁止項目が聖書のどこに書かれているかということを示すことに注意が払われているが、禁止に違反した場合にどうなるのかなど、詳しい整理はされていない。

『作庭記』は、下巻の「樹事」にいたる前の段において、

「ただ生得の山水などをみたるばかりにて、禁忌をもわきまへず、をして(石たてを)する事にこそ侍れ。」

と記して、当時においても禁忌に注意が払われていない事象があることを嘆いている。何かをすべきであるという表現は、そうすればどうなるかということが明らかでなければ、推奨される内容を示しているだけで、特段それをしなくても実害はないと考えてしまうのではないか。一方、何かの禁止は、それだけでそれを指示された側にとっては行動の自由が束縛されたものとして捉えられ、否定的に認識されやすい。そのようなことがあるために、これまでの論者も、『作庭記』の禁忌内容は現代においては受け入れがたい面があることを表明してきたのであろうと思われる。しかし『作庭記』を、価値ある書であると位置づけるのであれば、それは石たての専門書であるという性質をもつのであるから、その専門書が述べる石たての禁忌を受容できるかどうかは、この書をどのような有用性をもつものとして受け取るのかということに関わっていく。受容できない禁忌がある、しかもそれが複数あるということになれば、『作庭記』は、成立当時の一部の人々にとって大切だったらしいことを集めた歴史書となっていく。当時は科学が発達していなかったから、このような遅れた考え方をせざるを得なかったというような受け止め方になりうる。P.Felica²⁰は、『作庭記』の禁忌は、過去の迷信による偶発的な特徴の表明ではなく、日本の伝統芸術一般においてもそうであるのと同様に、庭の美学の構成要素の核心であり基礎であると述べている。

ところが、全く同じというわけではないが、同様の問題が旧約聖書における石たてにおいても起こっているように見える。先のアラド遺跡の議論は、聖書で禁止されていたはずの石たてが実際には成されていたことからくる矛盾に関する論争である。混乱した議論にも見えるが、この矛盾を強調することで、聖書の記述は間違っていたのではないかといいるところまで発展する可能性もある。先のエドモン・ジャコブの指摘した旧約聖書の三つの特質のうち、歴史書としては重要なことが書かれておらず、神の言葉としての意義も割り引いて考えなければならない(違反を神が認識できない)となれば、同書の受け取られ方も変わってこざるをえ

ない。もしくは書き換えなければならないものだというような議論も出てくるかも知れない。

特に、石をたてることが庭をつくることと同義であるという考え方を有して来たわが国の造園分野にとっては、石をたてるといふ行為やその理念について洋の東西を問わず関心を持つ事は有意義であると思われるが、禁止されている事柄としての石たてについては、可能であるならばよく検討することで、大きな飛躍の原点があるように思われる。

以上から次のような認識をもつことができる。

『作庭記』も旧約聖書とともに、石たてにおいて禁止すべき事項が示されているが、それをどう解釈し受けとめるかは、それらの書の価値をどう評価するかということに関わる問題として提示される。もし、そこに示されている石たての禁忌について認めることができずに読むならば、それはかなり限定的にし参考にすることができない書物ということになる。このことは、その書物の提示する内容に留保をつけて読む事であり、現代においては必ずしも有用ではないと判断する考え方に近づく。両者は、時代的にも場所的にも飛躍はあるが、この問題を共通点として持っているということができる。しかしながら、日本で造園にたずさわる者は、『作庭記』については目にしたり耳にしたりする動機があっても、旧約聖書については疎遠で触れる機会が少ない可能性がある。ある種の石たてを禁止する記述にどのような特徴があるのかを明らかにする必要がある。これはそれぞれの書にとって重要なテーマであるから、個別に論じられるべき内容であると考えられるのは自然ではあるが、それだけでは共通の問題を有していると考えられる両者は、別々の場所で別々に論じられることが続いていくであろう。この二者はもとより関連性はないと考えられて来たから、その石たての禁忌も並列して論じられることがなかった。その解読の仕方も異なっていたのではないかと推測できる。であるならば、そのような状況に連絡をつけることにも一定の意義があるのではないか。その端緒として、禁止された石たてとはどのように表わされたものであるかということも、認識しやすいかたちでまとめられる必要がある。これは、『作庭記』や旧約聖書が、伝えようとする理念をどのような形式を使って表明したかについて認識することである。遺跡の内容を評価するために旧約聖書を参照・活用するという姿勢ではなく、そこに書かれていることが何であるかを把握する行為である。

『作庭記』においては、望ましくない石たてについては、漢字の「禁忌」という用語を用いて表現している。この言葉にはどのような意味があるのだろうか。広辞苑第二版補訂版²¹によれば、「さわりあるもの、忌むべきものとして禁ずること。またそのもの、またはそのことば。」(598)としている。「さわり」と言う言葉は現在はあまり用いない言葉なので、支障と同じ言葉として把握する。さらに「忌む」という言葉については、同書によれば「嫌い避ける。はばかる。憎む。」とあり、用例としては、「われは言いて忌むべきものを」と万葉集 12(7-8 世紀の用例)を挙げている。以降の論考においては、旧約聖書において容認されていない石たてについても、このような意味を組み合わせたものとしての禁忌という言葉を用いる。

以上の認識にもとづいて本論が行うことは、日本の造園関係者にとってはまだ不慣れである旧約聖書について認識の沃野を広げて行く意味をもつ。これは一度に成す事は難しいであろう。そこで、本論では、1)石たての禁忌の記述の特徴を示す抽出法を見つけてそれを『作庭記』と旧約聖書の両方に適応する事で、両者を同一の視点で見ることが出来る表を作ること、2)整理の過程で気がつくことを記録しておくこと、を行いこれらから石たての禁忌の記述の修辭について把握することを目的とする。

2. 研究方法

本論においては、石を設置する（石を臥せて置く場合も含める）ことを「石をたてる」、もしくは「石たて」としている。

主となる調査対象は以下の通りである。『作庭記』の調査においては、田中²²⁾が提示した本文を用いる。これは、B5用紙9頁として密度高く収録されているため全文が把握しやすく、原文の体裁（行送り）をそのまま反映させて活字にしている、各行にすべて通番が付けられているため、検討箇所を明示する際に便利であるため選んだ。旧約聖書の調査においては、邦訳聖書（日本聖書協会による1987年に完訳された新共同訳聖書²³⁾）を用いる。書籍の体裁をもつ日本語聖書として現在はこの聖書が最も多く頒布されており視認性が高い²⁴⁾。ただし、原語聖書ではないため、原語の持つ微妙なニュアンスまで捕捉できないという限界はある。この問題は別途解決されるべき内容を残す可能性がある。このアプローチをとることにより、本論の調査結果は、日本人なら誰でも身近に置いてある聖書を用いて確認することができるという便宜を持つ。同書の頒布が始まった1987年から現在に至るまでに、我が国で普及してきた言語翻訳の内容が抽出されることになる。邦訳旧約聖書の翻訳者の払って来た努力の成果を見る事になる。本論による示唆は、聖書の翻訳表現の妥当性に対する検討事項の提案としての要素をもつかもしれない。

研究手順としては、1) どのような記述が本論で取り扱う禁忌表現であるのかの基本姿勢を決定する。2) 1)で決めた禁忌記述を抽出する。それを一定の方法に従って整理する。二つの媒体が同一の基準で検討されたことが分かる表とする。3) 抽出された記述の特徴を観察する、である。

禁忌表現の特定においては、本文中においてまず、それを<してはならない>という何らかの禁止事項の示唆がある箇所があり、さらにその禁止事項を<してしまった場合に何が起こるか>について示唆があるという形が最も分かりやすく、完結した禁忌表現であると考えられる。もし、<してはならないこと>が提示されたとしても、それをすることがどのような事につながるのかが示されなければ、禁止となる理由が分かりにくい。もちろん、何が起こるかが示されてもなお、そこに論理の飛躍がある場合はただちに納得したり理解したりすることができるとは限らない。しかし理解のための材料は与えられる。この両方の点の記述が示されている場合を、禁忌表現の基本型とする。そして、基本型が現れている箇所はすべて抜粋し、表を作成するのに用いて、そこにみられる傾向を観察する。先に述べた「禁忌」の意味に示されていたように、ここでの禁忌はそれを守らなかつた場合に「さわり」（支障）が出るということで、もし守らなければかなり強い否定的要素が示されるものである。そもそも支障が出ることがないのであれば、特に気に留める理由も薄いということになる。文章には文脈があり、まとめるスペースには制限があるから、関係する本文の記述を全て示す事はできない可能性がある。加えて、基本型を満たすためのこの二つの構成要素は、連続的に記されていない場合でも抽出要件となる事があるとする。特に旧約聖書は作庭記より分量があり、そこに様々な内容が提示されているのであるから、この点は考慮されるべきである。また、何かをしないようにするために、何かをせよという場合も考えられる。このように、基本型が展開したかたちで表現されていると判断される場合も適宜取り上げていくものと決めておく。

前掲書¹³⁾において、旧約聖書において容認されている石たてはその表-2に網羅され、同第2章の二段落目で、そこで取り上げる事をしない事にしたものとして、「異教徒の信仰である偶像崇拜に関わる石の柱に関する」記述が旧約聖書中に23カ所あると述べ、それを文末注で示している。本論で取り扱うのは石たてに関する禁忌であるから、その検索方法として「石」という言葉を伴った

記述の中から、たてることが禁止された内容で、上に示した基本型（<してはならないこと>が示され、<してしまった場合に何が起こるか>が示される記述）をともなったものを抽出しようとする。この指針によって抽出項目がかなり特定されていくと考えられる。この際、基本型の展開された形として判断される記述があれば表の中に抽出しておかなければならない。前掲書が示す23カ所は、参考とすることはできるが、限定の仕方が異なるため結果としての抽出数は同じにはならない。

上で示したような、石たてに関わる禁忌の基本型を両書から探す際には、できるだけ同じ形式で整理することが、両者の間に連絡をつけるという初期の意義をなす際に有用である。この課題は両者を整理する表の形式をそろえる事によって実現し、それを第3章に示す。そこでは、対象書物において抽出項目が現れてくる個所の書物全体からの構成と、基本型がいかに示されているかの検討が行われる。

第4章では、基本型には含めたいが、禁忌事項の表現であると考えられる内容を取り上げて示す。第5章で全体をまとめる。

3. 基本型から見る、石をたてる行為における禁忌

(1) 『作庭記』における禁忌

(1)-1) 全体構成

第2章で示した観点で『作庭記』の中で禁忌事項を示した箇所を取り出したものが表-1である。まず全体の構成から禁忌事項が示された位置の特徴を概観する。作庭記の全文は793行からなる。「石を立てん事、まづ大旨をこころうべき也」という言葉から始まり、1行目から71行目まで、ほぼ理想的な庭の造り方について述べる。71行から4行に渡り、上述の基本型に沿った形で、石たてにおける禁忌が単発的に示される。ここでは、三尺以上の石を家の近くにたてると、主人が住み続ける事ができず、ついには荒廃した土地になる、としている。そこからしばらくは、石のたて方の様々な姿について叙述が始まり、滝をあらわす石のたて方、遣水の時の石のたて方などを記し、445行にいたる。その後、446行目から「立石口伝」が書かれはじめて502行目までいたる。503行目から547行目までの間は、基本型にのっとった形式で、個別の場合に応じた禁忌事項の指摘が集中する箇所が続く。562行目まで一息で述べ、563行には弘高という人物名が示され、3行を使って、ちょうど503行から506行の間に示されたのと同様の、禁忌事項をおかせば、その主人には事が起こり、その場所は長く維持できない件を繰り返す。石をたてることに関する禁忌の記述は、503行目（以降（ ）内に書く場合は503と表記）から始まり、「樹事」の手前(659)までの156行の中に書かれている。565行目以降は、密度高く書かれていた508行から562行目と異なり、石に関する禁忌は基本型がやや崩れた状態での指摘となる。一方そこでは、山(578)や池(603)を造る際の禁忌も混在して書かれている。石に関する禁忌であっても、たたりを防ぐためには三尊石をたてるとよいこと(624)など、やや展開された内容が入る。なすべきでない石たての方法について、作庭記は分かりやすく「其禁忌といふは」(507)という一行をもうけ、のちの記述でしばらく禁忌に関するものが続くことを明示している。

石たてにおける禁忌事項については、禁忌を犯した場合のことを作庭記の著者は二箇所包括的に述べている。表-1中の「石をたつるにハ、おほくの禁忌あり。ひとつもこれを犯つれば、あるじ常ニ病ありて、つひに命をうしなひ、所の荒廢して必鬼神のすみかとなるべしといへり。」(503-506)と、「石ヲ立にハ、禁忌事項侍也。其禁忌をひとつも犯つれば、あるじ必事あり。其所ひさしからずと云ル事侍りと云々。」(563-565)である。離れた二箇所警告して述べる事によって、禁忌の記述を引き締めている。さらに、646行から649行にかけて、当時には石たてに詳しい人間がいな

くなり、禁忌をわきまえない石たてが増えている事を示し、宇治御殿自ら現場に出た話や、よい石を見つけて来た人こそころざしある人と評価された事(656)を記して、記述を締め括っている。

禁忌を犯すとどうなるか個別の場合に応じて書かれているが並べると以下の通りである。それは、

主人が病になる(504)、鬼神のすみかとなる(505)(573)、たたりをなす(510)(513)(567)、凶事が絶えない(520)、あるじが長く住むことができない(521)(532)(565)(568)(627)、不吉である(525)(558)、財を失う(528)(547)、あるじが一季を過ごせない(530)、家中に病気が絶えない(535)、病気になる(551)(554)などである。

(1)-2) 基本型による記述

『作庭記』は、してはならない石たてを二つの方法で示している。「其禁忌といふは」(507)という言葉で、これから禁忌内容が叙述されるという合図の役割を果たす。507行目から562行目まで連続して述べ、そのあと一呼吸おく。「其禁忌といふは」という言葉の影響は少なくともこの55行には及んでいると考えられる。この範囲内においては、「〇〇する」(そうすると)「〇〇すべし」という形を使って、将来支障ある結果がきつと現れるだろうと記す(508, 511, 529)。「也」「〇〇すれば」という言葉が重要な役割を担う。これは、「〇〇すべからず」という前半部分が隠れている状態ととれる。それ以外は比較的明らかに本文中で、「〇〇すべからず」という言い回しで禁忌要件を記す。まずそのようにするなと禁止しておいて、それに従わなかった場合に何が起るかを示す言葉として「べし」が用いられる。例えば「たたりをなすべし」(510)という表現である。この二つのどちらかの方法によって示された禁忌は表-1中に6例(71,508,511,526,550,555)ある。違反した場合に何が起るかを示す別の方法としては、<〇〇ができない>(例. 長く住むことができない)、<〇〇がなくなる>(例. 財がなくなる)、<〇〇の状態になる>(例. 病気がたえない)等の表現があり、これらの表現を使って支障内容を示すことがみられる。

禁忌内容として最も指摘回数が多かったのは、丑寅方向への石たても含め、家の近くに大きな石(3尺以上)をたてることであった(6回)。これは抽出事項の3割を占めている。

(2) 旧約聖書における禁忌

(2)-1) 全体構成

旧約聖書における石たての禁忌事項を示したものが表-2 であ

る。16個所の記述が抽出されている²⁵⁾。表-2は、第一列目にその出典の書物名を示し、第二列目には記述内容を原文そのままのかたちで抜粋して示してある。第三列目に「発言主体」の欄を設け、文章を熟読して、その内容を語った主体が誰であったかを判断して記した。出エジプト記、レビ記、民数記、申命記は伝統的にはモーセ五書と呼ばれ、モーセが書いたという説があるものの、聖書本文の文脈から見ると、抽出された記述の発言主体は、旧約聖書の神(邦訳聖書では「主」と表現され、ヘブライ語ではヤーウェと記される存在)であると判断できるように書かれた記述があった。それは「主がモーセに向かって言われた」というように表記され、その後「」をつけた引用形式をとってその内容が示されているものである。発言主体が判然としないものについては「-」の印を付した。この作業を行ってのち、前節『作庭記』で示したのと同様に、基本型との関係を明示するために「記述」の列において抽出内容を示した後に、→をつけて、してはならないことをくしてしまった>場合に<何が起るか>を書き加える。聖書には、<してはならない>という指示を素直に守った場合に何が起るかという記述、または<してはならないこと>を遵守するために<しなければならぬこと>が示される場合もあり、それについても→のあとに加筆してある。

まず、基本型の構成要素である<してはならない>という記述が明確に記されているものがある。ある石については何かをくせよ>という表現をとっていても、文脈から、禁忌事項の記述であると判断できるものがある。こうしたものは出エジプト 23:24, 34:13, レビ記 26:01, 申命記 16:22 に見られる。ここで<してはならない>としていることは、それぞれつぎのことである。1)古代イスラエルの神(邦訳聖書で「主」と表現される存在)と異なる神々にひれ伏し仕えること・その習慣を行うこと・その習慣で使われているたて石を放置する事、2)他の神を拝むこと・他の神を拝むのに必要とされる祭壇やたて石を放置すること、3)偶像である石たてを行って・それを拝むこと、4)主が望まない石たてを行うことである。これをaとする。次にそれを原則として、こうした望ましくない状態がみられるときには、何をしたら良いかが示されている。そのような場合があったら、状況改善するように主がモーセを通じて古代イスラエル人に伝えている個所がみられる。状況改善とは、これらのたて石を破壊することである。これは、出エジプト記 23:24, 34:13, 申命記 07:05, 12:03 などに見

表-1 作庭記において禁忌となっている石たてに関する記述

| 指摘行 | 記述 | 備考 |
|---------|---|------------|
| 71-74 | 庭上二層ちかく三尺にあまりぬる石をたつべからず。一これをおかしけれ、あるし居とどまる事なしてつひに荒廢の地となるべしといへり。 | 家近くの三尺以上の石 |
| 503-506 | 石をたつるにハ おほくの禁忌あり。一ひとつもこれを犯しけれ、あるし常に病ありて、つひに命をうしなひ、ところの荒廢して必鬼神のすみかとなるべしといへり。 | 注意喚起 |
| 507 | 其禁忌といふハ | 禁忌記述開始の表示 |
| 508-510 | もと立てたる石をふせ。もと臥る石をたてる也。一かくのごとしつれ、その石かならず靈石となりて、たたりをなすべし。 | 1 |
| 511-513 | ひらなる石のものとふせたるを、そばだてて、高所よりも下所よりも、家にむかへつれ、一遠近をきははす、たたりをなすべし。 | |
| 514-516 | 高さ四尺五尺なりぬる石を、丑寅方に立べからず。一或ハ靈石となり、或魔縁入來のたよりとなるゆへに、その所二人の住すことひきからず。 | 丑寅方向の四五尺の石 |
| 519-521 | 家の縁より高き石を、家ちかくつべからず。一これをおかすつれ、凶事たえずして、而家主ひき住する事なし。 | 家近くの高い石 |
| 523-525 | 三尊仏の立石を、まさし(寝殿)にむかふべからず。すこしき余方へむかふべし。一これをおかす不吉也。 | |
| 526-528 | 庭上に立る石、倉廩の柱のすぢにたつべからず。一これをおかしつれば、子孫不吉なり、悪事によりて財をうしなふべし。 | |
| 529-533 | 1)家の縁のほどりに、大なる石を北まくらならびに西まくらにふせつれ、2)凡大なる石を縁ちかくふする事ハ、おおきにばばかるべし。一)あるじ一季をすこさず。2)あるじとどまりちうする事なしといへり。 | 家近くの大きな石 |
| 534-536 | 家の未申方のほどりに、石をたつべからず。一これをおかせば、家中二病事たへずといへり。 | |
| 537-541 | 未申方ハ山をくべからず。ただし道をとほ(さ)ハ、はばかりあるべからず。山をいむ事ハ白虎の道をふさがざらむためなり。ひとへに(みちなく)てつきふたがん事ハ、ハハかりあるべし。 | |
| 542-545 | 1)山をつきて、そのたに家をむかふべからず。2)又たにのちを口むかふべからず。すこしき余方へむか(ふ)べし。一)これをむかふ女子、不吉云々。 | |
| 546-547 | 臥石を成家方にむかふべからず。一これををかすつれ、財物倉にとどまらず、取蓄あつまず。又… | |
| 550-554 | (一雨)したりのあるところに、石をたつべからず。一そのとよりいかりれる人、悪難いづべし。… | |
| 555-558 | 1)東方に余石より大なる石の、白石なるをたつべからず。2)余方にも(そ)の方を荒せらむ色の石の、余石より大なるをたつべからず。一)其主ひとをかさるべし。2)犯之不吉也。 | |
| 559-562 | 名所をまねハんにハ、その名をたたらん里、荒廢したならば、其所をまなふべからず。荒たる所を家の前につしとどめん事、ハハかりあるべきゆへなり。 | 1 |
| 563-569 | 弘高云、石口荒涼に立べからず。石口立ハ、禁忌事項待也。一其禁忌をひとつも犯つれば、あるし必事あり。其所ひきからずと云ル事待りと云々。… | 注意喚起 |
| 570-573 | 靈石は自高峯丸ハし下せども、落立ル所二不違本座席也。如此石をバ不可立、可捨之。又過五尺石を、寅方二たつべからず。一自鬼門入來鬼也。 | 寅方向の五尺以上の石 |
| 574 | 荒磯の様ハ面白けれども、不可学也。一所覆て不、 | |
| 621-624 | ふるきところに、をのづからたたりをなす事などあれば、その石を克するいろの石をたてまじへつれ、たたりをなす事なしといへり。又三尊仏の立石を、くをひてむかふべしといへり。 | |
| 626-628 | 家のきちかく、三尺にあまれる石を立る事、殊こはばかるべし。一三年がうちにあるじことあるべし。 | 家近くの三尺以上の石 |
| 646-649 | 但近來此事要しる人なし。ただ生得の山水などをみたるばかりにて、禁忌をもわきまへず、をしてする事にこそ待めれ。 | |

られる。b とする。a と b は、旧約聖書の中でも最初の方に現れている。これは、古代イスラエルの人々が奴隷として生きなければならなかったエジプトの地から脱出し、荒野の道を歩いてシナイ山まで到達したときにモーセが神から十戒をもらい、そのタイミングで伝えられた内容であった。また約束の地に到着するかなり前の事である。旧約聖書は人間たちの織りなす物語として示されているが、もし a で規定しているたて石が目前にあったとき、それをそのまま容認すれば禁忌事項に抵触していることになると気づいた人間が、その状況を自ら修正した話が示されている。それを c とする。それは列王記下 03:02, 10:26, 18:04, 23:14, 歴代誌下 23:14, 14:02, 31:01 に見られる。約束の地カナン（「乳と蜜の流れる」場所）で生活するようになったイスラエルの人々を治めた王の中には、神の言葉に忠実な者もそうでない者もいた。先代の王が禁忌を犯していたとき、それを修正して神の心に合うように改善した王もいたのである。一方、してはならないと明示されていたにも拘らず、それに違反してしまっている状態を、冷静に描写している記述も見られる。サムエル記下 18:18, 列王記下 14:23, 17:10 などである。これを d とする。この記述法は、歴史書としての書き方からくる性質、すなわちそれぞれの書物の筆者が、物語の語り手として事実の記録を書き留めている文体として表されているが、あたかも神が違反内容を見透かす力を持っていることを示しているかのようにとれるクールな書き方である。さらに違反内容を発見した神が、状況改善のために自らがするつもりであることを予告する箇所もある。これはミカ書 05:12 一か所だけの提示法である。これは e とする。同書は預言者ミカに臨んだ神の言葉とされる。

(2)-2 基本型による記述

基本型が端的に示されたのは、出エジプト記 34:13-14, レビ記 26:01 である。申命記 16:22 の場合は、違反した者がいた場合は、石で打ってその人を死刑にするようにモーセが古代イスラエルの人に命じている点で、独特の書き方になっている。筆者は旧約聖書における石たてに関する最も重要な内容がここに示されていると考える。神が喜ばれる石たては許容されると述べているように捉えられるからである。これらは古代イスラエルの民がヨルダン川を渡る前の出来事であり、異教徒の神々を崇拝する人々の住む場所（約束の地カナン）に入る前であるので、将来起こる事への戒めとして示されている。実際にことに向き合う以前から述べられたものである。これは、のちに起こる出来事を事前に知っている神の言葉が示されたものとして見えてきて興味深い。ミカ書は預言者ミカに臨んだ神の言葉であり、詩の形式をもった独特の書き方で、ヤコブの子孫の違反に対しての対応の一つとして示している。

サムエル記下 18:18, 列王記上 14:23, 列王記下 17:10-12 の三か所では、禁忌をおかしたために悲劇的な結果が起こった例である。ただし、列王記 17:10 は、記述の順序が逆になっていて、起こった出来事が先に書かれ、その原因となった禁忌事項の違反の指摘があとに書かれるという形である。とはいえ、条件は揃うので基本型を満たしていると言えよう。

例示しないが、表-2 から分かるのは、禁忌とされているのは、石柱だけでなく、石柱を含む異教の神々を拝む設備一式であり、それは「聖なる高台」、「祭壇」、「アシェラ像」、「彫像」などをともなっているものであることを示す箇所が複数ある。

表-2 旧約聖書において禁忌となっている石たてに関する記述

| 出典 | 記述 | 発言の主体 | 分類 |
|-----------------|---|-------|-----|
| 出エジプト記 23:24-25 | あなたは彼ら(アモリ人、ヘト人、ペリジ人、カナン人、ヒビ人、エブス人)の神々にひれ伏し仕えてはならない。そのならわしを行ってはならない。あなたは彼らを滅ぼし、その石柱を打ち砕かねばならない。あなたたちは、あなたたちの神、主に仕えねばならない。→そのようにできれば、病が取り除かれ、流産や、不妊がなくなり、天寿を全うできることを指摘(出エジプト記23:25-26)。 | 主→モーセ | a,b |
| 出エジプト記 34:13-14 | あなたたちは、彼ら(アモリ人、カナン人、ヘト人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人)の祭壇を引き倒し、石柱を打ち砕き、アシェラ像を切り倒さない。あなたは他の神を拝んではならない。→違反すれば、より違反が促進されていくくみを説明(出エジプト記34:15-16)。その状態はソロモン(列王記上 11:1-13)、アハブ(列王記21:25)が体験する。 | 主→モーセ | a,b |
| レビ記 26:01 | あなたたちは偶像を造ってはならない。彫像、石柱、あるいは石像を国内に建てて、それを拝んではならない。わたしはあなたたちの神、主だからである。→掟に従えば、大地の裏りが豊かになり、国に平安がもたらされることを示す(レビ記26:03-13)。違反すれば、段階に応じた災いがもたらされる事が示される。例えば、病氣、不作、敗戦、町が廃墟となるなど(レビ記26:14-39)。ただし、偶像を造ってはならないというのは、数ある掟の一つである。 | 主→モーセ | a |
| 申命記 07:05 | あなたのなすべきことは、彼ら(ヘト人、ギルガシ人、アモリ人、カナン人、ペリジ人、ヒビ人、エブス人)の祭壇を倒し、石柱を砕き、アシェラの像を粉々にし、偶像を火で焼き払うことである。→従えば祝福されることが指摘される(申命記07:12-15)。子孫が増えて、土地が実り、重い病氣にからまないなど。ただし、従うべきこととして十戒も記載。 | モーセ | b |
| 申命記 12:03 | 祭壇を壊し、石柱を砕き、アシェラ像を火にくべ、神々の彫像を切り倒して、彼ら(あなたが追い払おうとしている国々の民)の名をその場所から消し去りなさい。(適切な礼拝場所を特定化する過程として) → あなたの神が良しとし、正しいと見なされることを行いなら、あなたも子孫とご一緒に幸いを得る(申命記12:28)。正しいこととして、捧げ物と食事規定も記載。 | モーセ | b |
| 申命記 16:22 | また、あなたの神、主が憎まれる石柱を立ててはならない。→違反した者は石で打って死刑にするように命じる(申命記17:5-7)。共同体が果たすべき機能として石打ちをするように述べられる。正しい礼拝に関する一つの項目。 | モーセ | a |
| サムエル記下 18:18 | アブサロムは生前、王の谷に自分のための石柱を立てていた。跡継ぎの息子がなく、名が絶えると思ったからで、この石柱に自分の名を付けていた。今日もアブサロムの碑と呼ばれている。→アブサロムは戦いで程の木に宙づりになり、ヨアブに殺された(サムエル記下 18:9-17)。 | - | d |
| 列王記上 14:23 | 彼ら(レハバム治世のユダの人々)もまたあらゆる高い丘の上、茂った木の下に、聖なる高台を築き、石柱、アシェラ像を立てた。→エジプト王にすべて(神殿、宝物など)を奪われる(列王記14:26)。 | - | d |
| 列王記下 03:02 | 彼(イスラエルの王ヨラム)は主の目に悪とされることを行なったが、ただ彼の父や母ほどではなかった。父が作ったバアルの石柱を彼は取り除いた。しかし彼(ヨラム)はヤロバムと同じ罪(列王記上 12:28-33)を犯した。→反旗を翻したモアブとの戦いに勝った(列王記下 3:21-27)。イエフにより弓で殺され、遺骸は畑に投げ捨てられた(列王記下09:24-26)。 | - | c |
| 列王記下 10:26-29 | (イスラエルの王イエフは)バアルの神殿にある石柱を運び出して焼き捨てた。バアルの石柱を破壊してから、バアルの神殿を破壊し、これを便所にした。しかし、ヤロバムの罪から離れず、金の子牛を退けなかった。→主はイエフの子孫を四代にわたってイスラエルの王座につけると言った。主はイスラエルを衰退に向かわせられた(列王記10:32)。 | - | c |
| 列王記下 17:10-12 | (イスラエルの人々は)どの小高い丘にも、どの茂った木の下にも、石柱やアシェラ像を立て、…彼らは偶像に仕えたのである。→主はイスラエルに対して激しく憤り、彼らを御前から退け、ただユダの部族しか残されなかった(列王記17:18)。サマリアを包圍し、イスラエル人を捕らえてアッシリアに連れて行った(列王記17:1-6)。 | - | d |
| 列王記下 18:04 | (イスラエルの王ヒゼキヤは)聖なる高台を取り除き、石柱を打ち壊し、アシェラ像を切り倒し、モーセの造った青銅の蛇を打ち砕いた。イスラエルの人々は、このころまでこれをネフシュタンと呼んで、これに香をたいていたからである。→主は彼(ヒゼキヤ)とともにいて、彼が何を企てても成功した。アッシリアの王に服従しなかった(列王記 18:7)。 | - | c |
| 列王記下 23:14 | 彼(ユダの王ヨシヤ)は石柱を砕き、アシェラ像を切り倒し、人の骨でその場所を満たした。→彼(ヨシヤ)は戦死し墓に葬られた(列王記 23:29-30)。安らかに息を引きとり、エルサレムに起こる災いを見ないですむと預言が得られた(列王記下22:19-20)。しかし、祖父マナセが異教のために祭壇を築いたり「思むべきこと」(列王記21:11)を行ったので、ユダの地と住民に災い起こすと、預言者を通じて、主が告げた(列王記22:16)。 | - | c |
| 歴代誌下 14:02 | 彼(ユダの王アサ)は異国の祭壇と聖なる高台を取り除き、石柱を壊し、アシェラ像を砕き、→彼(アサ)の統治の下で、国は平穏であった。戦争がなかった(歴代史下14:4-5)。 | - | c |
| 歴代誌下 31:01 | このようなことがすべて終わると、そこにいたすべてのイスラエル人(ユダの王ヒゼキヤの治世における)はユダの町々に出かけて、石柱を砕き、アシェラ像を切り倒し、聖なる高台と祭壇を破壊し、ユダ全土、ベニヤミン、エフライム、マナセからそれらを徹底的に除去させた。こうしてイスラエルの人々は皆、それぞれ自分の町、自分の所有地に帰って行った。→彼(ヒゼキヤ)の時代は主の怒りに襲われなかった。富と誉れにめくまれた(歴代史下32:26-27)。 | - | c |
| ミカ書 05:12 | わたしはお前の偶像を絶ち／お前の中から石柱を絶つ。お前はもはや自分の手で造ったものにひれ伏すことはない。 | 主→ミカ | e |

4. 基本型と異なる、石をたてる行為における禁忌

(1) 『作庭記』における基本型と異なる記述法

『作庭記』の「立石口伝」がはじまる行(446)の前までの記述では、作庭の方法を示す内容として「〇〇べし」、「〇〇すべき」、「〇〇すべき也」という語尾が見られる。これは作庭記において理想とする石のたて方を示すときに常用されている叙述法である。1行目から446行目まででは、「べからず」という否定的な形があらわれているのは2箇所だけである(23,72)。しかし、「立石口伝」(446)から562行までの116行の間にこれが11箇所と集中的に現れる。「立石口伝」にとって重要なのは禁忌事項なのだとことが分かる。「〇〇べし」などの表現では、このように書いて、検討対象となる庭がそれに見合っているかどうかを、読者自ら判断できるようにかかっている。ここではすべき原則にしたがわなかったら何が起るかということは書かれていない。<すべきこと>がなされていないということが、一体どういう状態であるかを示した場合がある。このような表現も一種の禁忌であると考えられるが、禁忌の指摘としては弱い書き方である。このように提示された<すべきこと>が、その通り遂行されていない状態を、「よにわろき事なり」(37)、「わろし」(242)、「よはくみゆ」(495)、「いといとおかし」(620)などの表現で示している。

574行目は、意味の切れ目をどうとるかで解釈が変わる。基本型を構成できず、<すべきでない>ことを指摘するまでで留まっているともとれる。621行から624行は、すでに何らかの理由でたたりをなすものがあつた際に、石を新たにたてる事によって、それを解決することができることについて書かれたもので、これも基本型とは異なるが禁忌に関する記述と捉えたい。たたりをなす場を生み出してしまふ石たては、508-513行にかけて書いてあるが、621-624行の方法により解決できるかも知れない²⁶⁾。禁忌をおかさなかつた場合に得られる報酬は描かれていない。

(2) 旧約聖書における基本型と異なる記述法

出エジプト記23:24-25、申命記07:05、12:03は、神(邦訳聖書における「主」のこと)もしくはモーセが古代イスラエルの民に向かって話しかけた内容だが、禁忌を犯さなかつた場合のよい結末について書いている。

列王記下03:02、18:04、23:14、歴代誌下14:02、31:01も基本型と異なる。列王記下18:04、歴代誌下14:02、31:01の三件は、それぞれヒゼキヤ、アサ、ヒゼキヤの物語であり、彼らは、神が禁じていた異教の神々を拜む石柱やアシェラ像を壊すという積極的行動に出た王であり、それにより神の規定した禁忌をおかさないう状況改善をした人物であった。これらの禁忌をおかさなかつたため王自身も成功し、国もよくおさまつたことが記されている。このように、ここでは、禁忌をおかさなかつた人物の繁栄を描くことで、禁忌の大切さを描くという記述方法が採られている。

列王記03:02に示された王ヨラムは、バアルの石柱を倒すまでは良かったが、それとは別に金の子牛という偶像を崇拜してしまつた。その後ヨラムが経験したのは、イエフにより弓で殺され、遺骸は畑に投げ捨てられたということだった。同じく列王記10:26では、王イエフがバアルの石柱を倒したのは良かったのだが、金の子牛の偶像を拜むことをし、神は同王が治めていた古代イスラエルを衰退に向かわせたと記されている。列王記23:14では、ヨシア王のことが語られる。彼も石柱を含む、異教の神々を崇拜するための設備を壊した事において、イスラエルの神の気持ちを和らげる事に成功したが、それ以前の祖父マナセの禁忌違反の要素が強すぎたため、戦死という形での最期になつたとする。とはいえ正式に墓に葬られることはできたことが示されている。これらの三つの内容は、違反を避けるという望ましい行為と合わせて、別の要素も加えて考えられるべき、複合的要素のある禁忌に関する記述である。

5. まとめ

石をたてることに関する禁忌の伝え方を基本型という概念を想定する事によって整理し検証した。作庭記においては、「口伝」の中に禁忌内容の記述開始のしるしを記してから、禁忌内容を集中的に収録するという形式をとることで視認性を高め、その箇所においてはいくつかの表現上の型をもちいて示すことが可能となるため叙述上のバリエーションが発揮されていた。旧約聖書においては、預言者を通じて人々が将来見ることになる望ましくない石たてに対する警告を示したあと、歴史書という体裁を使って、警告を犯した者や国におこつた実際の支障を示し、人々が警告を守る努力を成した場合には、その成した度合いに応じて良い出来事が起つたことを示す事によって、たて石における禁忌事項を遵守することの大切さを示していた。

補注及び引用文献

- 1) 飛田範夫(2014):作庭記原本の再生:『作庭記』と日本の庭園: 思文閣, 89
- 2) 小野健吉(2009):日本庭園: 岩波書店, 91
- 3) 田村剛(1964):作庭記: 相模書房, 308
- 4) 文献1), 109
- 5) 文献3), 302
- 6) 久恒秀治(1979): 作庭記: 誠文堂新光社, 48. 同書によれば、上巻が庭を正面から述べたものとすれば、下巻はその裏側からの、陰の聲として聞き取られるという。
- 7) 木村三郎(1983): 石立ということ: 造園雑誌 46(5), 13-18
- 8) 多々良美春(1997): 水質浄化管理技術に基づく『作庭記』の解釈: ランドスケープ研究 60(5), 387-390
- 9) Jiro Takei, Marc P. Keane (2008): Sakuteiki: Tuttle Publishing, 111-124
- 10) 水野杏紀(2014): 『作庭記』にみる禁忌・陰陽五行・四神相応: 『作庭記』と日本の庭園: 思文閣, 149-175
- 11) 村山修一(2006): 日本陰陽道史総説: 塙書房, 196
- 12) エドモン・ジャコブ著、西村俊昭訳(1986): 旧約聖書: 白水社, 156-158
- 13) 岡島直方(2015): 邦訳旧約聖書にみる石の用途と石をたてることの意味: ランドスケープ研究 34(5), 391-396
- 14) Uzi Avner (2001): Sacred Stones in the Desert: Biblical Archaeology Review 27 (2001) 30-41
- 15) Elizabeth Bloch-Smith (2005): Massebot In The Israelite Cult: An Argument for Rendering Implicit Cultic Criteria Explicit: International Review of Biblical Studies, Volume 52, 31
- 16) Ze'ev Herzog(2012): The Cult reform in the Kingdom of Judah: http://www.cpafr.cnrs.fr/IMG/pdf/Herzog_The_Cult_reform_in_the_Kingdom_of_Judah.pdf, Colloque à la MMSH | D'une religion à l'autre. La conversion des lieux de culte dans les religions du monde méditerranéen
- 17) Elizabeth Bloch-Smith (2015): Massebot Standing for Yhwh: The Fall of a Yhwistic Cult: Symbol Worship, women, and war: Brown University, 99-115
- 18) 前掲15), 28-37
- 19) Carl F. Graesser (1972): Standing Stones in Ancient Palestine: The Biblical Archaeologist, Vol. 35, No. 2, 33-63
- 20) Di Felice Paola(2004): Esoteric teachings in the Notes on Garden Making.: 高野山大学密教文化研究所紀要 (17), 116-69
- 21) 新林出(1982): 広辞苑(第二版補訂版): 岩波書店, 598, 151
- 22) 田中正大(1990): 『作庭記』: 造園雑誌53(4), 271-282. 田中によれば、作庭記本文の行頭には水平に三本の直線が薄く引かれている。「文の書き初めをどこにするかに心を使ったからである」としている。本文は詳細的に記されたことが分かる。
- 23) 共同訳聖書実行委員会(2008): 聖書 新共同訳 旧約聖書編(付): 日本聖書協会, 2384pp. この邦訳聖書は1967年にドイツ聖書協会から出版された、ヘブライ語旧約聖書, "Biblia Hebraica Stuttgartensia"の第2版を日本語に翻訳したもので1987年から使われている。
- 24) 2015年度に頒布された日本聖書協会による邦訳聖書の部数は、一般書籍としては(分冊、点字、録音などを除くという意味)、新共同訳聖書90,639冊、口語訳6,886冊、文語訳769冊であり、新共同訳聖書が最も多い。
- 25) 前掲書13)の注9に示されている23箇所のうち、石柱に関する指摘以外の8箇所のもは除外された。同論の表2の中で「旧約聖書におけるたてる石」として示されていたサムエル記下18:18は、神が容認した「たてる石」の中に含めるべきものではなく、禁忌とされた石たてのたて方と分類されるべきである。
- 26) 前掲書3), 259. はこのことを指摘しているのかもしれない。たて石のたて方はこの二項目しか書かれていないのだから、この方法で対策できることになる。